

返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が入社後 3 ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- (1) 入社以後 1 ヶ月以内の場合は紹介手数料の 80 %を返還するものとする
- (2) 入社以後 1 ヶ月より 3 ヶ月以内の場合は紹介手数料の 50 %を返還するものとする
- (3) 入社以後 3 ヶ月経過した場合には紹介手数料を変換しないものとする

ただし、退職等が求人者の採用決定者に対する処遇その他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する場合及び求人者の法令違反行為に起因する場合はこの限りではありません。紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合は、この返戻金制度は適用しません。また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

以上